

国土交通省所管公共事業の事業評価と実施要領改定の概要

【事業評価の目的】

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る

【事業評価の位置付け】

政策評価法（平成14年4月1日施行）における政策評価制度の一環

全ての公共事業について各事業毎の事業評価マニュアル等に基づき事業評価を実施（維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く）

- 新規事業採択時評価（平成10年度～）
- 再評価（平成10年度～）
- 事後評価（平成15年度～）

【評価結果の積極的な公表】

- ・平成12年度より評価結果はインターネット等で公表
- ・平成16年度より各事業評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理、インターネットで公表
- ・平成20年3月より再評価を行う際の視点（投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等）を記載し公表内容を充実

<事業評価の新たな取り組み>

公共事業の進め方の透明性をより一層向上させるため、第三者による事前審査の充実、地方の意見の反映を行うとともに、国会の審議に資するようにより客観性を確保することを目指す。

○都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等の新規事業採択時評価について、地方負担の負担者である都道府県・政令市等からの意見を聴く。

○第三者による事前審査の充実

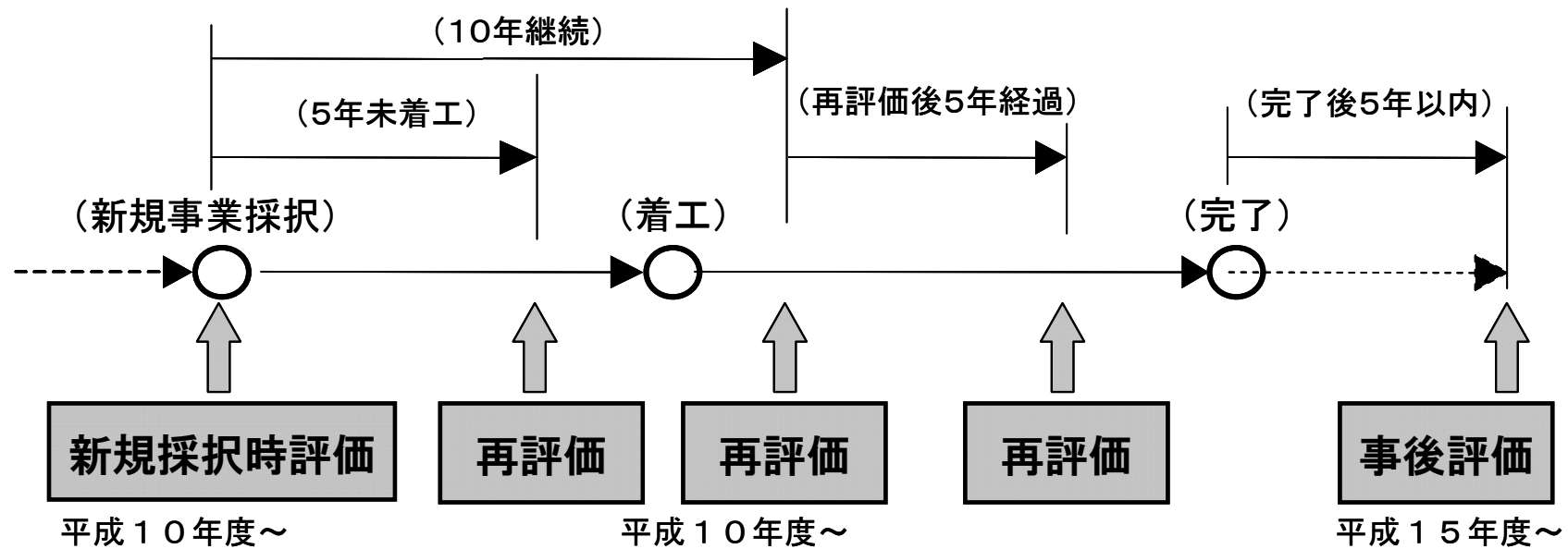
直轄事業等の新規事業採択時評価について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。事業評価監視委員会等の資料を検証可能なものに改善する。

○国会審議へ資するための取り組み

直轄事業等については、1月末までを目途に新規事業採択時評価および再評価を実施し、評価結果を公表する。

※H21.12.24に「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」を改定し、上記内容を規定した。

国土交通省所管公共事業の事業評価の流れ



【新規事業採択時評価】 新規事業の採択時において事業評価を行うもの。平成10年度から導入。
新規事業採択時評価は、費用対効果分析を含め、総合的に実施。

【再評価】 ①一定期間が経過している事業(事業採択時から5年経過して未着工の事業、10年経過して継続中の事業)
②社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた事業
について再評価を行い、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。平成10年度から導入。

【完了後の事後評価】 事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。平成15年度から導入。

＜事業評価の対象事業＞

国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業

- (1) 直轄事業
- (2) 独立行政法人等施行事業(特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。)
- (3) 補助事業等(国庫からの補助、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、(2)に該当するものを除く。)